

資料5

空き家の除却について

空き家の除却の現状

- 耐震性のない木造住宅に関しての除却補助あり
⇒空き家の除却は促進していない?
- 大多数の空き家所有者は、空き家を
金銭的要因により除却に踏み出せず放置

空き家の除却費用

+

固定資産税の住宅用地特例解除による納付額増額

空き家の除却に関する具体策

- ・ 不良住宅、空き家住宅、空き建築物の除却に対する補助金の交付
「岸和田市空き家再生等推進事業(除却)補助金」
- ・ 国の「空き家再生等推進事業」を利用
→国費の補助あり

2

耐震除却補助と空き家除却補助（比較）

	用途要件	附帯要件	構造要件	建築年要件	評定項目 認定要件	跡地 利用制限	補助額
耐震除却補助	住宅に限る	なし	木造に限る	SS6.5.31以前	あり	なし	最大40万円
不良住宅	住宅に限る	居住なし (1年以上)	木造に限る	なし	あり	なし	検討中
空き家住宅	住宅に限る	居住なし (1年以上)	なし	なし	なし	あり (地域活性化:10年間)	検討中
空き建築物	店舗・倉庫	使用なし (1年以上)	なし	なし	なし	あり (地域活性化:10年間)	検討中

3

除却補助金の対象

(補助対象)

○不良住宅【木造に限る】

→居住の用に供されなくなり、おおむね1年以上経過している住宅で、かつ市の不良住宅の認定を受けたもの

○空き家住宅【木造に限らない】

○空き建築物【木造に限らない】

△「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく助言又は指導を受けた空家等

4

補助金交付により期待できる効果

- ・放置されている空き家の除却促進
- ・近隣住民の安全・安心の確保
- ・有効利用されていなかった土地への
新たな住宅等の建築
- ・除却跡地に建築した住宅への
市外からの住民の転入

5